

(県) 第3期中期目標	第3期中期計画（変更案）	計画 No.	評価指標	評価指標設定の考え方	参考値	継続 新規	定量 定性	成果 活動	困難	【県大】第4期中期計画（案）	
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標	第2 教育研究等の質の向上に関する計画										
1 教育	1 教育										
(1) 育成する人材	(1) 育成する人材										
ア 学士課程 教養教育と専門教育を通して、豊かな人間性と的確な時代認識、社会認識を持ち、地域社会や国際社会の様々な分野で活躍できる実務型の人材を育成する。	ア 学士課程										
	〔3ポリシーの一貫性〕 ・3ポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の一貫性と明晰性を検証し、必要に応じて修正する。【No1】										
		1	【新規】 R7年度：ディプロマ・ポリシーに示された育成人材を踏まえた入試が実施され、カリキュラムが運用されているか、教学IR委員会で検証する。 R8年度：R7年度の検証結果をまとめ、学部・研究科で共有し、対応について協議する。 R9年度：R8年度の協議結果を踏まえ、県の定める中期目標と大学の方針の調整を行ったうえで、第4期中期計画における「育成する人材」に関する項目を策定する。	ディプロマ・ポリシーに基づいた大学運営が行われているかについて、教学IR委員会を中心に組織的に検証したうえで、実のある次期中期計画策定につなげる。	—	新規	定性	-		No1-1、学生生活実態調査 平均4点以上（定量・成果） No1-2 国家試験の合格率について学部等が設定する目標を達成した件数 5件以上／7件（定量・成果）	
イ 大学院課程 幅広い視野と高度の専門性を持った高度専門職業人を養成する。	イ 修士課程										
		2	【新規】 R7年度：ディプロマ・ポリシーに示された育成人材を踏まえた入試が実施され、カリキュラムが運用されているか、教学IR委員会で検証する。 R8年度：R7年度の検証結果をまとめ、学部・研究科で共有し、対応について協議する。 R9年度：R8年度の協議結果を踏まえ、県の定める中期目標と大学の方針の調整を行ったうえで、第4期中期計画における「育成する人材」に関する項目を策定する。	ディプロマ・ポリシーに基づいた大学運営が行われているかについて、教学IR委員会を中心に組織的に検証したうえで、実のある次期中期計画策定につなげる。	—	新規	定性	-		No1-1、学生生活実態調査 平均4点以上（定量・成果） No1-2 国家試験の合格率について学部等が設定する目標を達成した件数 5件以上／7件（定量・成果）	
(2) 入学者受入れ	(2) 入学者受入れ										
ア 入学者受入方針 大学の基本理念に基づいた入学者受入方針や特色ある教育研究等の魅力を幅広い受験者層に積極的に周知する。能力、意欲、適性等を多面的・総合的に評価する入学者選抜を実施することにより、静岡文化芸術大学で学ぶにふさわしい資質を備えた、社会人や留学生を含む多様な人材を安定的に確保する。 また、大学院課程においては、社会人の学び直しを支援するため、社会人学生を積極的に受け入れられる方策を講じる。	ア 入学者受入方針										
	〔多様な学生の受入れ〕										
	・外国人留学生、定住外国人、社会人、障害のある学生など、多様な学生の受入れを進め、本学で学ぶ意欲を持つ特長ある人材を安定的に確保する。【No3】	3	志願倍率（該当年度内に実施した学部一般選抜（前期・後期））：過去3年平均以上／毎年【困難】		過去3年実績 R6:5.0倍 R5:4.9倍 R4:6.6倍		継続	定量	成果	○	No9 志願倍率（学部、全選抜合計）【困難】 直近3年間の平均以上（定量・成果）
	・大学院においては、学内進学者を確保するとともに、社会人や外国人留学生の受入れを促進する具体的な取組を実施し、入学定員を充足させる。【No4】	4	大学院における入学定員の充足状況：100％／毎年【困難】		R5：80％ ※第2期平均値90%以上であれば概ね達成		継続	定量	成果	○	No10-1 大学院入学定員充足率（修士・博士前期課程）【困難】 100%（定量・成果） No10-2 大学院入学定員充足率（博士・博士後期課程） 公立大学の全国平均以上（定量・成果）
	〔入試広報の充実〕										
	・デジタル技術を活用して広報内容を充実させ、特色ある教育研究など本学の魅力を幅広い受験者層に効果的に広報する。【No5】	5	—								
	〔入試関連組織の機能強化〕										
	・学内の連携を強化して、デジタル技術の活用による情報共有を進め、入試関連事業を改善する。【No6】	6	—								
	〔入学試験の改善〕										
	・受験生の資質を多面的・総合的に評価するため、大学入学共通テストの利用法、個別選抜の方法、外部検定の活用法などを検討し、入学試験の内容を改善する。 ・入学試験等の改善に活かすため、入学後の追跡調査により受験生の資質評価法を検証する。【No7】	7	—								
イ 高等学校との連携	イ 高等学校との連携										
高等学校・大学双方の教員が相互の教育内容を理解し、高校生の高等学校教育から大学教育への円滑な移行を推進するとともに、高校生が大学教育の内容を理解し、高度な学術研究に触れる機会を提供するため、県内各高等学校との連携を強化する。		8	・意欲の高い学生を確保するため、高校への出張授業、高校教員向け授業見学・説明会、懇談会を通じて本学の魅力を伝え、高等学校との連携を強化する。【No8】	—							

(県) 第3期中期目標	第3期中期計画（変更案）	計画 No.	評価指標	評価指標設定の考え方	参考値	継続 新規	定量 定性	成果 活動	困難	【県大】第4期中期計画（案）
(3) 教育の内容	(3) 教育の内容									
ア 教育内容 現行の教育課程についての継続的な検証に加え、他大学との連携を強化し、教育内容の質の向上を図る。また、大学におけるデジタル化を進め、オンライン方式と対面方式の両方式を活用した最適な学びに向け、不断の改善による学修者本位の教育を実施するとともに、アクティブラーニング（学生の能動的な活動を取り入れた授業）による実践的な教育を推進する。	ア 教育内容									
	・学生の主体的な課題発見・解決能力向上のため、アクティブラーニングの手法を取り入れた教育を充実させる。【No.9】	9	【新規】 全授業科目においてアクティブラーニングの手法を取り入れた授業の割合 ※アクティブラーニング（学生の能動的な活動を取り入れた授業） R7年度：60% R8年度：65% R9年度：70%	アクティブラーニングの手法を積極的に取り入れ、授業を活性化させ、本学の強みである実践的な教育を推進していく。	R6：56.4%		新規	定量	活動	—
	・教育のデジタル化を進め、授業の特性に応じて対面とオンラインを適切に組み合わせた最適な方法を用い、学修者本位の教育を行う。【No.10】	10	【新規】 全授業科目におけるLMS（SUAC manaba）の利用率 R7年度：40% R8年度：50% R9年度：60%	LMS（SUAC manaba）の活用を進め、授業の質や効率性を向上させていく。	R6：32.7%		新規	定量	活動	No.7 学生生活実態調査の「ICTを活用した授業で、学びが深まった。」の評価点 — 平均4点以上（定量・成果）
	・教育内容の質の向上を図るため、他大学との連携を強化し、単位互換や交換授業などの取組を検討する。【No.11】	11	—							
(ア) 学士課程 幅広い教養と基礎的な専門知識を兼ね備えた人材を育成するため、教養教育と専門教育のバランスを考慮するとともに、文明観光学コースや匠領域など新しい教育課程を盛り込んだカリキュラムを適切に運用し、学際性に富む教育を推進する。	(ア) 学士課程									
	→文明観光学コース、匠領域を含む新しい教育課程の成果を検証し、必要に応じて改善する。【No.12】← ○両学部共通 新カリキュラム運用を開始し、学部間共通科目を展開することで、両学部の専門性を横断した幅広い教養と深い専門性をもった人材を育成する。【No.12-1】 ○文化政策学部 他学科が提供する科目群を学ぶことができるオプション・スタディーズを新設し、学生の多様な学びに対応する。また規程の単位を取得した学生には修了証を発行する。【No.12-2】 ○デザイン学部 自己の専攻する分野の知識を深めつつ、従来のデザイン分野の枠を超えた横断的な素養を身につけ、各自の志向に応じた多分野の知識を複合的に学ぶために、新たな科目「専門横断演習」を開講することで、現代の社会課題に対応しうる人材を育成する。【No.12-3】	12-1	【新規】 ○両学部共通 R7年度： 1年生への新カリキュラムの提供を開始。1年次配当科目について授業アンケート等により評価する。 R8年度： 新カリキュラムを年次進行により2年生まで提供。全学科目区分のカリキュラムの妥当性について評価する。 R9年度： 各学科において、必修科目、選択科目、教養科目、専門科目などのバランスを考慮した履修モデルの作成を完了する。完成した履修モデルを活用し、学生に対する各学科の履修指導において、教育課程全体の構造を俯瞰し、体系的な履修を促す。また、各学科の履修モデルと学生の実際の履修状況を照合し、その結果をカリキュラムおよび学習成果の点検・評価に活用する。	令和7年度から開始される新カリキュラムについて、円滑に実施をしながら、全体的な視点、学部ごとの視点の双方から、適切に運用されているかを検証したうえで改善、充実化を図る。	—	新規	定性	-		—
		12-2	【新規】 ○文化政策学部 R7年度： 新カリキュラムが適用される新入学生に対して、ガイダンス等においてオプション・スタディーズの周知を行う。 R8年度： 各学科ごとにオプション・スタディーズに関するガイダンス及び履修指導を実施し、2年次後期に履修受付を行う。 R9年度： オプション・スタディーズの開講。また、履修状況や履修生の動向について確認・検証を行う。結果を踏まえ、制度の運用方法や、講義内容の見直しを行う。		—	新規	定性	-		—
		12-3	【新規】 ○デザイン学部 R7年度： 専門横断演習について、授業計画及び評価方法をワーキンググループで検討する。 R8年度： 専門横断演習について、ワーキンググループと担当教員でテーマを決定し、授業計画を策定する。 R9年度： 専門横断演習の開講、授業成果の学内外への発表を通じて、授業到達目標を検証する。検証結果を踏まえ、演習内容を改善・充実させる。		—	新規	定性	-		—
	・令和元年度に再課程認定を受けた、教職課程の成果を検証する。【No.13】	13	—							
	→社会の要請と学生の志向の変化に対応して学部、学科、コース、領域のあり方を見直す。【No.14】←No.12と統合	14	—							

（県）第3期中期目標	第3期中期計画（変更案）	計画 No.	評価指標	評価指標設定の考え方	参考値	継続 新規	定量 定性	成果 活動	困難	【県大】第4期中期計画（案）
（イ）大学院課程 幅広い視野と研究能力に加えて、高度な専門的職業に必要な能力と豊かな人間性を持った創造的な人材を育成するカリキュラムを運用する。学部教育との連続性を高めるための教育課程の見直しや両研究科にまたがる実践的な教育研究、デジタル技術の活用等により教育内容の充実を図る。	（イ）修士課程 ・修了生の活動状況の検証等に基づく大学院の教育課程の見直し、デジタル技術の活用等による教育・研究の充実を図るとともに、学部教育との連続性を高める。【No.15】	15	【新規】 R7年度： 修了生に対して調査を実施し、現在の仕事と本学での学びの関連性、本学のカリキュラム、修士論文や作品制作の指導、成績評価等についての意見を収集し、両研究科の強みや問題点を明らかにする。 R8年度： R7年度の調査結果をもとに修士課程のカリキュラム、授業内容、成績評価方法の見直しを行う。 R9年度： R8年度の活動内容を踏まえ、第4期中期計画期間における研究科の在り方について学内協議及び同計画案の策定を行う。	修了生の活動状況を把握したうえで、修士課程の見直しや充実化につなげる。	—	新規	定性	-	—	
	・「共同プロジェクト実践演習」などにより、両研究科にまたがる実践的教育を実施する。【No.16】	16	—							
	・文化政策研究科とデザイン研究科にまたがる実践的な教育・研究を推進するために両研究科の統合計画を作成するとともに、博士課程の設置を検討する。【No.17】	17	—							
イ 成績評価 成績評価基準に関する全学的なガイドラインを設けるとともに、客観性と公平性を担保した成績評価を行う。	イ 成績評価 〔学士課程〕 ・G P A、C A P制が適正に運用されているかを検証し、必要に応じて迅速に改善する。【No.18】	18	—							
	・アセスメント・ポリシーを策定し、3ポリシーの適正な運用・検証に努める。【No.19】	19	—							
	〔修士課程〕 ・両研究科の統合を見据えた成績評価の方法の明確化と評価基準の策定に取り組む。【No.20】	20	—							
（4）教育の実施体制等 ア 教員配置 教育内容、教育方法等の充実を図るため、教員の適正配置、学部・学科を越えた教員の相互交流や学外の人材の積極的な登用を行う。	（4）教育の実施体制等 ア 教員配置 ・学部及び大学院の教育課程の改正に応じて適正な教員配置を進め、教育活動を一層充実させる。【No.21】	21	—							
	・学部、学科及び研究科を超えた複数教員による指導体制を強化するとともに、授業等において学外の人材を積極的に活用する。【No.22】	22	—							
イ 教育環境の整備 効果的な教育活動及び多様な学生の学習支援のため、施設・設備、図書、資料等の教育環境について、計画的な整備を図る。	イ 教育環境の整備 ・学生の主体的・能動的な学習を促進するため、ハード・ソフトの両面から教育環境を整備する。【No.23】	23	—							
ウ 教育力の向上 （ア）教育力の向上 教員が、教育内容及び教育方法を改善し向上させるため、ファカルティ・ディベロップメント（F D：組織的に行う教員の教育力開発）活動を充実する。同時に、部署間の連携の強化により、入試、学修成果・教育成果、就職などの情報の共有や課題の分析等を行い、入学から卒業まで一貫した教育を実施する。 （イ）教育活動の改善 外部評価、学生授業評価等の客観的な評価を活用し、学修成果の多面的な検証を行うことにより、教育活動の改善を図る。	ウ 教育力の向上 （ア）教育力の向上 ・ファカルティ・ディベロップメント活動の充実、参加の促進により、教育・指導方法の向上を図る。【No.24】	24	F D研修参加率：75%以上／毎年		R5：81% 第2期平均72.6%	継続	定量	活動		No.3 F D研修参加率 90%以上 （定量・活動） ※第3期目標…75%以上
	・入試、教務・学生、キャリア支援に関わる各部署間の情報共有と連携の強化により、学生の希望の実現に向け、入学から卒業まで一貫した教育を行う。【No.25】	25	—							
	（イ）教育活動の改善 ・学生の意見をきめ細かく収集するため、授業評価の方法を改善し、学修成果を多面的に検証する。【No.26】	26	—							
	・外部試験の活用により、学生の学修成果を客観的に検証し、教育活動を改善する。【No.27】	27	英語の学修成果（在籍期間中のT O E I Cスコア）： 800点以上を取得する学生数26人以上 英語の学修成果（在籍期間中のT O E I Cスコア）： 700点以上を取得する学生数64人以上 英語の学修成果（在籍期間中のT O E I Cスコア）： 600点以上を取得する学生数167人以上 中国語の学修成果（年度毎のH S K取得）： 3級以上を取得する学生数42人以上	R5：40人 R5：80人 R5：220人 R5：64人	継続 継続 継続 継続	定量 定量 定量 定量	成果 成果 成果 成果		No.6 T O E I C L & R I Pテストで2年前期までに50点以上伸びた学部学生の割合 50%以上（定量・成果）	
	・卒業生に対する学修成果の調査を行い、結果を検証して、授業やキャリア支援に反映させる。【No.28】	28	—							

(県) 第3期中期目標	第3期中期計画（変更案）	計画 No.	評価指標	評価指標設定の考え方	参考値	継続 新規	定量 定性	成果 活動	困難	【県大】第4期中期計画（案）
（8）卒業生との連携とリカレント教育の展開 幅広く大学への支援者を確保し、大学運営に活かすため、卒業生との連携を強化するとともに、社会人の学び直しや生涯学習のニーズに対応した教育機会の提供など、双方向的な交流を行う。	（8）卒業生との連携とリカレント教育の展開									
	・同窓会との連携強化、卒業生と在学生との交流の機会提供により、卒業生の大学教育への参加・協力を促進する。【No.42】	42	—							
	・社会人聴講生制度や公開講座等を活用するとともに、社会人がより参加しやすい教育機会の提供方策を検討し、リカレント教育を促進する。【No.43】	43	社会人学生数（正規の学生及び科目等履修生）：過去3年平均以上		R5：3人 R2～R4平均値：3人	継続	定量	成果		No.26 社会人向け学習講座受講者の満足度 80%以上の維持（定量・成果）
2 研究	2 研究									
（1）社会の発展に貢献する研究の推進 重点研究ビジョンのもと、他大学との連携強化を図りながら、分野を融合した研究や、独創性豊かで高い学術性を備えた、地域の課題解決に資する研究を推進する。	（1）社会の発展に貢献する研究の推進									
	・重点研究ビジョン「持続する社会のためのグローバルデザイン」のもとに、両学部を融合させた研究や他大学と連携した研究を推進する。【No.44】	44	論文数、研究作品数（機関リポジトリ登録数）：対前年増／毎年		R5：63件 R4：52件	継続	定量	活動		No.18 掲載論文数 第3期の平均以上の維持（定量・成果） No.19-2 学位論文・紀要論文及び学術雑誌等掲載論文の機関リポジトリへの登録件数 240件（定量・活動）
	・科学研究費補助金等の外部資金や学内研究費を活用して、学内及び他大学との共同研究を促進する。【No.45】	45	—							
	・地域の企業、自治体等との共同研究、受託研究、受託事業の受入れを推進するとともに、特色ある研究を強化し、その成果を地域に還元する。【No.46】	46	受託事業、受託研究、共同研究の受入件数：過去3年平均以上／毎年		R5：15件 R2～R4平均値：15件	継続	定量	成果		No.19-1 静岡県立大学発ベンチャー新規認定数 6社（定量・成果） No.20 企業との共同出願件数 40件（定量・活動）
（2）研究実施体制 国際的に通用する質の高い研究を行うため、研究環境の改善や研究活動の活性化のための取組を強化する。	（2）研究実施体制									
	・「遠州学林構想（中間答申）」に示された「グローバルデザイン研究所」（仮称）の設置を視野に入れた組織体制を整備する。	47	—							
	・科学研究費補助金等の外部資金への申請率を高め、申請・採択件数の増加を図る。【No.48】	48	科学研究費補助金の教員の申請率：30％／第3期最終年度		R5：26.6％ 第2期平均23.8％	継続	定量	活動		
			外部資金（科研費等）の獲得件数：過去3年平均以上（国財団助成含む）／毎年		61件 R2～R4平均値：54件	継続	定量	成果		No.21-2 外部資金獲得件数 第3期中期計画期間の年度平均を超える件数の維持（定量・成果）
			外部資金（科研費等）の獲得金額：過去3年平均以上（国財団助成含む）／毎年【困難】		R5：47,772千円 R2～R4平均値：32,609千円	継続	定量	成果	○	No.21-1 外部資金獲得金額 【困難】 第3期中期計画期間の年度平均を超える金額の維持（定量・成果）
（3）研究成果の評価及び研究倫理の徹底 ア 研究成果の評価及び改善 研究成果について情報共有・活用を図るとともに、様々な媒体を通じて積極的に公表し、学外の意見・評価を取り入れ、研究の質の向上を促進する。	（3）研究成果の評価及び研究倫理の徹底									
	ア 研究成果の評価及び改善									
	・研究成果について、学外の意見や評価を反映させる方法を検討するなど、評価の仕組みを改善するとともに、積極的に情報発信する。【No.49】	49	【新規】 研究成果発表会（オンライン含む）の閲覧者数：過去3年平均以上／毎年	外部に研究成果を発信し、意見を聞くための重要な機会である「研究成果発表会」の閲覧者を増加させることで、研究活動の活性化につながる。	R5：113名 R4：136名、 R3：148名 R3～R5平均値：132名	新規	定量	活動		—
			【新規】 教員特別研究報告書に対する、審査委員によるフィードバック率：100％／毎年	研究の成果に対して評価者が意見を付し、研究代表者にフィードバックすることで研究の質の向上につながると思われる。	R5：100％	新規	定量	活動		—
	・新たにアーカイブズセンターを設置し、研究成果や資料の収集、整理、保管、利用管理を適切に行う。【No.50】	50	—							
イ 研究倫理 研究の公正と信頼性を確保するため、研究における倫理教育を徹底する。	イ 研究倫理									
	・研究倫理教育を徹底し、研究活動の不正行為に対する教員の意識向上を図る。【No.51】	51	—							
	・公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づき、コンプライアンス教育を徹底し、研究費の不正使用を防止する。【No.52】	52	—							

(県) 第3期中期目標	第3期中期計画（変更案）	計画 No.	評価指標	評価指標設定の考え方	参考値	継続 新規	定量 定性	成果 活動	困難	【県大】第4期中期計画（案）
3 地域貢献	3 地域貢献									
（１）地域社会との連携 地域社会の文化と芸術の振興を担う「開かれた知の拠点」として、地域の特性を踏まえた人材育成、学生の将来の活躍の場である地域産業のイノベーション創出への参画、フェアトレードへの取組等を通じ、地域社会の活性化に貢献する。	（１）地域社会との連携									
	・遠州地域の自治体、企業、文化施設等と本学のネットワーク形成を推進し、地域産業のイノベーション創出や地域の活性化に寄与する。【No.53】	53	—							
	・公開講座、公開工房等、地域の市民に向けた生涯学習の機会を提供する。【No.54】	54	公開講座等の参加者数：過去3年平均以上／毎年		R5：4,066人 R3～R5平均値：3,713人	継続	定量	成果		No.22 高大連携出張講義の講義数 100件以上（定量・活動） No.26 社会人向け学習講座受講者の満足度：80%以上の維持（定量・成果）
	・「実践演習」など、地域課題解決に取り組む教育を通じて学生の地域志向を高める。【No.55】	55	地域連携演習等取組者数：第2期平均以上／毎年		R5：310人 第2期平均195人	継続	定量	活動		No.5 学生生活実態調査 平均4点以上（定量・成果）
（２）地域の自治体・企業との連携 受託事業や共同研究の実施、人的資源及び研究成果の地域への還元、地域での実践的な教育を通し、企業や地域住民等との連携を強化する。地域の自治体の政策形成及び各種施策の推進を支援し、文化芸術の発展及び地方創生に寄与する。	（２）地域の自治体・企業との連携									
	・研究成果の還元や地域での実践的な教育・活動を通して、地域の企業や団体、地域住民等との連携を強化する。【No.57】	57	—							No.23-2 企業・自治体と連携した正課授業における参画企業・自治体数 50団体（定量・活動）
（３）県との連携 県の政策形成及び各種施策の推進を積極的に支援する。	・自治体等の審議会・委員会への教員の参画を通して、政策形成や地域の人材育成を支援する。【No.58】	58	【新規】自治体等の委員、講師、審査員等への就任件数：過去3年平均以上／毎年	地域との連携に関する指標として設定。	R5:455件 R2～R4平均値：369件	新規	定量	成果		No.25 自治体等との地域課題研究への取組件数 20件以上（定量・活動）
	・静岡県が実施する各種事業に協力するとともに、政策形成及び各種施策の推進を支援する。【No.59】	59	【新規】静岡県の実施する各種事業に協力した件数：過去3年平均以上／毎年	県との連携に関する指標として設定。	R5：78件 R4：66件 R3：81件 R3～R5平均値：75件	新規	定量	成果		No.25（再掲）
（４）大学との連携 教育や研究の質の向上を図るため、ふじのくに地域・大学コンソーシアムの活動に積極的に参画するとともに、教育研究や教職員の人材育成等において、大学間での協働関係を築き、国内外の大学との連携を強化する。	（４）大学との連携									
	・教育研究及び大学運営の様々な問題について県立大学をはじめとする国内外の大学との連携を強化し、教育研究の質の向上に取り組む。【No.60】	60	【新規】大学間での単位互換制度を利用した学生数：10名以上／毎年	他大学との連携に関する指標として設定。	R5:6名 R3～R5平均値：9.5名	新規	定量	活動		No.4 特別講義の実施件数 150件（定量・活動）
	・ふじのくに地域・大学コンソーシアムを通じた大学間連携をさらに推進する。【No.61】	61	—							
（５）誰もが理解し合える共生社会の実現への貢献 多様な文化、言語、習慣等の背景を持つ人々との相互理解を深め、国籍・性別・年齢などの属性にかかわらず、個性や能力を発揮できる共生社会の実現に貢献する。	（５）誰もが理解し合える共生社会の実現への貢献									
	・異なる言語や文化的背景を持つ人々、障害者や性的マイノリティなど、様々な人々がともに学ぶことのできる環境づくりに努める。【No.62】	62	【新規】国際交流センターを中心とした、共生社会の実現につながる、学内外に開かれた交流事業の実施：年2回以上	国際交流センターを中心に、共生社会の実現に向けた活動を恒常的に実施していく。	R5：2回	新規	定量	活動		No.24 グローバル地域センターにおける、シンポジウム、公開講座、報告会等の開催回数 20回以上（定量・活動）
4 グローバル化	4 グローバル化									
（１）グローバル教育の推進 グローバルな視野と地域の視点を併せ持ち、国際社会や地域社会において活躍できる人材を育成する。多文化・多言語教育研究センターを中心に、日本人学生と留学生や定住外国人学生等との対話・交流促進など、地域の特色を踏まえながら、全学的にグローバル化を推進する。	（１）グローバル教育の推進									
	・多文化・多言語教育研究センター国際交流センターを中心に、地域の特性を生かした多文化間の対話・交流を通して、全学的なグローバル教育を推進する。【No.63】	63	【新規】○国際交流センターを中心とした、全学的なグローバル教育の推進 R7年度：留学から帰国した本学学生と海外からの留学生の交流活動を各学期に実施する。地域の特性を生かしたグローバル教育を推進するため、国際交流センターと地域連携センター等の協働事業案を策定する。 R8年度：R7年度に活動に加え、複数のセンターが協働し、グローバル教育を推進する事業を実施する。 R9年度：R8年度に実施した事業の結果を検証した上で、第4期中期計画を見据えた全学的なグローバル教育推進体制を整備する。	令和6年度に開設された国際交流センターを中心としたグローバル教育を全学的に推進するために、他のセンターとの連携を行う。	—	新規	定性	-		—
	・「遠州学林構想（中間答申）」に示された滞在対話型交流拠点の形成を視野に入れて、外国人留学生・研究者や地域で暮らす外国人等との交流を深める。【No.64】	64	—							

(県) 第3期中期目標	第3期中期計画（変更案）	計画 No.	評価指標	評価指標設定の考え方	参考値	継続 新規	定量 定性	成果 活動	困難	【県大】第4期中期計画（案）
（2）留学支援体制の強化と留学生等の積極的受入れ 海外留学支援体制の強化や海外インターンシップの 拡充等により、日本人学生が多様な人々と交流する 機会を増やすとともに、日本語学習支援や生活支 援、受入れ環境の整備等により、外国人留学生や在 留外国人学生を積極的に受け入れる。	（2）留学支援体制の強化と留学生等の積極的受入れ									
	・ 本学独自の制度と各種の奨学金を活用して、派遣及び受入れ留 学生、語学研修参加者への経済的支援を行う。【No.65】	65	—							
	・ 海外インターンシップの拡充等により、留学や研修の機会を増 やすとともに、日本語学習支援や生活支援等の受入体制の充実 により、外国人留学生を積極的に受け入れる。【No.66】	66	受入れ留学生数：40人／毎年【困難】		R5：39人 第2期平均値36人以上 であれば概ね達成	継続	定量	成果	○	No.13-1 海外語学研修に派遣した 学生数 20人以上（定量・成果） No.13-2 交換留学派遣応募学生数 20人以上（定量・活動）
			派遣留学生数：長期留学 22人／毎年		R5：44人	継続	定量	成果		
			短期留学 50人／毎年（語学研修含む）		R5：53人	継続	定量	成果		
（3）海外の大学等との交流の強化 世界に開かれた大学として、デジタル技術の活用等 により、交換留学や共同研究などを積極的に推進 し、教育・研究における海外の大学等との連携・交 流を強化する。	（3）海外の大学等との交流の強化									
	・ デジタル技術の活用も含め、協定校等との共同研究、シンポジ ウム、ワークショップ、研究者間の交流を促進する。【No.67】	67	海外の教育研究機関等との共同事業の実施：第3期累計20件 【困難】		R5：4件 第2期累計：12件 第3期累計（～ R5）：8件	継続	定量	成果	○	No.11 大学間交流協定大学との交 換留学、教員交流、学生交流の実 績 延べ30大学（毎年度）（定 量・活動）
第3 法人の経営に関する目標	第3 法人の経営に関する計画									
1 業務運営の改善	1 業務運営の改善									
（1）理事長兼学長を中心とした業務運営 理事長兼学長のリーダーシップのもと、教職員一体 となって、大学改革を推進し、中長期的な視点か ら、効率的で機動的な業務運営を行う。また、学外 役員等の意見を積極的に取り入れ、地域に開かれた 大学づくりを進める。	（1）組織が一体となった戦略的な業務運営									
	・ 理事長兼学長のガバナンス機能の強化を図り、迅速な意思決定 のもと、サービスの受け手の満足度向上を目指して業務運営の改 善に取り組む。【No.68】	68	【新規】 役員会・経営審議会において、学外委員から出た法人経営に関 する意見への対応または回答する率：100％／毎年	ガバナンス確保のため、学外委員 からの意見を取り入れながら法人 運営を行う。	—	新規	定量	活動		—
	・ 各種委員会や会議での意見交換等、開かれた議論を通じて、役 員、教員及び事務職員が、大学の方針に係る共通認識を持ち、連 携して業務を遂行する。【No.69】	69	—							
	・ 当中期目標期間初頭に「遠州学林構想」の答申を固め、以後そ の具体化を推進する。【No.70】	70	—							No.27（再掲）
（2）人事の運営と人材育成 ア 人事制度の運用と改善 教育研究活動を活性化するため、適材適所の人員配 置に努めるとともに、公平性、透明性、客観性が確 保された任用制度及び教職員にインセンティブが働 く評価制度の運用と改善を図る。	（2）人事の運営と人材育成									
	ア 人事制度の運用と改善									
	・ 教職員のインセンティブ向上のため、活動評価制度の検証と公 平性・透明性を増すための改善を継続する。 ・ プロパー職員の計画的な採用とともに、業務の特性に応じた、 多様な人材の雇用と適材適所の配置を進める。【No.71】	71	—							
イ 職員の能力開発 グローバル化、学生支援、産学官連携等の大学運営 の様々な分野で活躍できる専門性を高めるため、ス タッフ・ディベロップメント（SD：組織的に行う 職員の職務能力開発）の取組を充実する。 また、法人の自律的な運営に向け、プロパー職員に ついて、管理職への登用や専門分野への配置などを 見据えた人材育成に取り組む。	イ 職員の能力開発									
	・ 外部研修、学内研修及びOJT等の計画的なSD活動及び法人 運営の中核となるプロパー職員の登用を見据えた人材育成に取り 組む。 ・ 他大学との人事交流や共同研修による人材育成を進める。【No. 72】	72	—							
ウ 多様性を包摂する職場環境・体制の整備 多様な人材の活用及び登用により、組織を活性化す るため、個人の属性にかかわらず個性や能力を発揮 できるよう、育児から介護までライフステージを踏 まえた働きやすい職場環境・体制を整備する。	ウ 誰もが活躍できる職場環境の整備									
	・ 全ての教職員がワーク・ライフ・バランスを実現し、職場及び 家庭において充実した活動が出来るよう、育児から介護まで、ラ イフステージを踏まえた職場環境・体制の整備を進める。 ・ 組織を活性化するため、多様な人材の活用及び登用を行う。 【No.73】	73	・ 職員（出産した本人を除く）の育児休業等取得率：60％／毎 年		R5：100％	継続	定量	活動		No.44 〔多様性の尊重〕制度周知 のための研修や広報の実施実績： 1回以上（定量・活動）
			・ 育児休業以外の育児、監護、介護に関する諸制度の利用者： 第3期累計30人以上		R5：12人	継続	定量	活動		
			・ 職員の有給休暇取得日数：10日以上／毎年		R5：12.93日	継続	定量	活動		
（3）事務等の生産性の向上 既存の業務や事務組織の適切な見直し、戦略的な法 人経営・大学運営の基礎となる情報を収集・分析す るIR機能の充実を図り、効率的で効果的な生産性 の高い法人運営を行う。	（3）事務等の生産性の向上									
	・ 戦略的な大学運営の基礎となる各種情報を整理し提供するIR 機能の整備、アウトソーシングやIT化による事務の効率化を進 める。【No.74】	74	時間外勤務時間数（総時間数）：対前年減／毎年		R5：13,825時間 R6：13,067時間	継続	定量	成果		No.33 事業執行方法の見直しによ る支出削減件数：3件（定量・活 動）
	・ 業務のスクラップ＆ビルドを行い、教育・研究組織及び事務局 組織の効率的な連携を踏まえた組織改革を進める。【No.75】	75	—							

(県) 第3期中期目標	第3期中期計画（変更案）	計画 No.	評価指標	評価指標設定の考え方	参考値	継続 新規	定量 定性	成果 活動	困難	【県大】第4期中期計画（案）
(4) 法令遵守 大学に対する社会の信頼確保のため、教職員のコンプライアンス意識の徹底を図り、法令等に基づく適正な教育研究及び業務運営を行う。 また、適正な法人運営を継続的に行うため、監査機能を充実するとともに、監事監査や内部監査を効果的に実施し、監査結果を大学運営に反映させる。	(4) 法令遵守 ・教職員を対象としたコンプライアンス研修等を継続して実施し、法令遵守意識の徹底を図る。【No.76】 ・監事、会計監査人、監査室職員による情報共有により監査の合理化と監査機能の向上を図るとともに、監査結果を大学運営に的確に反映させる。 ・公認会計士等専門家の支援の下、適正な内部監査の実施と監査知識の蓄積を進める。【No.77】	76 77	【新規】 教職員向けのコンプライアンス研修受講率：100％／毎年 —	コンプライアンス研修を実施し、教職員の法令遵守意識を醸成する。 —	R5：66％ 	新規 	定量 	活動 	 	—
2 財務内容の改善	2 財務内容の改善									
(1) 自己収入の確保 科学研究費補助金をはじめとする競争的資金や、産学官連携による共同研究及び受託研究、静岡文化芸術大学基金の積極的な広報等による寄附金の受入れ拡大などの外部資金の獲得等による自己収入の確保に努め、財政基盤の強化を図る。	(1) 自己収入の確保 ・外部研究資金の幅広い情報収集及び獲得、共同研究・受託事業等の拡大により自己収入の増加を図る。【No.78】 ・寄附金の使途や成果を積極的に広報し、寄付の勧奨を戦略的にを行い、静岡文化芸術大学基金の充実を図る。【No.79】	78 79	— 【新規】 静岡文化芸術大学基金の寄附金額：300万円以上／毎年【困難】	 大学基金について積極的に広報し、自己収入の増加を図る。	 R3（基金創設）～R5 平均額 約250万円	 新規	 定量	 成果	 ○	 No.32 おおぞら基金一般寄付金受入額__10,000千円（定量・成果）
(2) 予算の効率的かつ適正な執行 財務状況の分析や適切な予算管理により、効率的かつ適正な予算執行を進めるとともに、経費の節減を図る。	(2) 予算の効率的かつ適正な執行 ・学内ニーズに的確に対応する効果的な予算編成を行う。 ・教職員・学生のコスト意識の向上を図るとともに、適正な執行管理による経費節約を進める。【No.80】 ・予算編成案を決定する「予算会議」を中心に、大学経営の安定化に向けた全学的な取組を推進する。【No.80－1】（新規）	80-1 80-2	管理的経費の効率化：一般管理費（義務的経費除く）第2期平均以下／毎年 R7年度： 経営状況を分析し、本学の財務構造の在り方について見直しを実施する。 R8年度： R7年度の見直しを踏まえた改善施策を立案し、実行する。 R9年度： R7年度、R8年度の取組結果を踏まえた上で、第4期中期計画を策定する。	 現状分析を行った上で、大学経営の安定化に向けた全学的な取組を推進し、次期中期計画を策定する。	 —	 継続 新規	 定量 定性	 成果 -	 	No.33 事業執行方法の見直しによる支出削減件数__3件（定量・成果） No.31 〔財務基盤の強化〕 R7：大学の持続可能な経営に向けた財務構造の在り方の検討 R8～11：検討を踏まえた大学経営 R12：第5期中期計画への反映（定性）
3 施設・設備の整備・活用等 施設・設備を有効に活用するとともに、計画的に施設整備・維持保全を行い、施設の長寿命化を図り、安全・安心かつ良好な教育・研究環境を確保する。 また、長期的な展望に立ち、環境やユニバーサルデザイン、デジタル化の進展などにも十分配慮し、計画的に施設・設備の整備・改修を進める。	3 施設・設備の整備・活用等 ・静岡県公共施設等総合管理計画に基づき、施設・設備の劣化診断、定期点検を確実に実施し、計画的に修繕・更新を行い、長寿命化を図る。 ・修繕・更新に当たっては、防災・防犯・防疫に対応するとともに、ユニバーサルデザインやデジタル化の推進、省エネルギー及び景観など環境に配慮する。【No.81】 ・「遠州学林構想（中間答申）」に示された「グローバルデザイン研究所」（仮称）、滞在対話型交流拠点等の形成に向けた検討を進める。【No.82】	81 82	【新規】 ○第3期中期計画中の施設整備更新計画の確実な執行 R7年度： 照明設備（LED）更新、個別空調更新 R8年度： 照明設備（LED）更新、個別空調更新、劣化診断の実施 R9年度： 照明設備（LED）更新、個別空調更新、劣化診断を元に次期更新計画を策定 —	施設の長寿命化の観点から、コストも意識した計画的な施設整備を実施する。 —	 — 	 新規 	 定性 	 - 	 	No.34 第4期中期保全計画による大規模改修工事の執行状況__（文芸大と同様、中期保全計画に基づく記載）（定性）
第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標	第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する計画									
1 評価の活用 定期的に実施する自己点検・評価や、第三者機関による外部評価等の結果を活用し、教育研究及び業務運営の改善と充実を図る。 また、公的資金によって支えられている公立大学法人として、適正なガバナンスが確保されているか点検・検証する。	1 評価の活用 ・適正なガバナンス確保のため、定期的な自己点検評価を継続実施し、法定の外部評価の結果とともに、業務改善に的確に反映する。【No.83】	83	【新規】 R7年度： 令和4年受審の認証評価結果における意見への対応（100％実施） R8年度： 自己点検評価委員会にて、R10年度の認証評価受審のための点検ポートフォリオ作成計画策定 R9年度： R10年度の認証評価のための点検ポートフォリオ作成、学内決定 R7～9年度共通： （年度計画策定・年度評価廃止に伴い）自己点検評価委員会において、外部委員とともに中期計画の進捗及び評価指標達成状況の確認を行う。	適正なガバナンス確保のため、第3者機関による認証評価を適切に受審し、結果・意見への対応を確実に行う。また年度計画策定・年度評価廃止に伴い、学内における自己点検評価体制を強固なものとしていく。	 — 	 新規 	 定性 	 - 	 	No.35 自己点検評価の実施と結果の公表__毎年度公表（定量・活動）
2 情報公開等の充実 (1) 情報公開の推進 業務運営の透明性を確保するとともに、社会への説明責任を果たすため、教育研究及び業務運営の状況に関する情報を積極的に公開する。	2 情報公開等の充実 (1) 情報公開の推進 ・教育研究を始めとする諸活動の最新情報を適切な媒体で広く公開するとともに、積極的な情報公開を行う。【No.84】	84	【新規】 「SUAC理解・基礎データ集」を更新・大学HPへ掲載／毎年実施	大学の運営における透明性と説明責任が確保されていることを確認する。	 — 	 新規 	 定量 	 活動 	 	No.28 FACTBOOKの発行__毎年度発行（定量・活動） No.36 ホームページでの法人情報の公開__毎年度公開（定量・活動）

(県) 第3期中期目標	第3期中期計画（変更案）	計画 No.	評価指標	評価指標設定の考え方	参考値	継続 新規	定量 定性	成果 活動	困難	【県大】第4期中期計画（案）
(2) 広報の充実 教育研究活動の成果や地域貢献・国際貢献活動等について、様々な媒体を活用して国内外に発信するなど、基本理念に掲げる「実務型の人材を育成し、社会に貢献する大学」であり続けるための効果的かつ戦略的な広報を展開する。	(2) 広報の充実 ・知名度向上と本学が求める学生の確保に向けて、媒体の性質及び訴求対象を踏まえた戦略的な広報を国内外に向けて行う。 ・教職員の自学に関する理解を促進し、教職員一人ひとりが様々な機会に応じて全学的な広報を行う。【No.85】	85	【新規】 市記者クラブへの情報提供（プレスリリース）の件数：33件以上／毎年 【新規】 公式SNS (X) のポスト投稿件数：300件以上／毎年	様々な手法での広報活動が実施されているかを測定する。	R5：25件 R4：41件 R3：26件、 R3～5平平均値：30件 R5：213件 R4：392件、 R3：343件 R3～5平平均値：316件	新規	定量	活動		No.37 メディア等掲載件数 200件（定量・成果）
第5 その他業務運営に関する重要目標	第5 その他業務運営に関する計画									
1 安全管理	1 安全管理									
(1) 安全衛生管理体制の強化 学生及び教職員の安全と健康を確保するとともに、快適な修学・職場環境の形成を促進するため、安全衛生管理体制を強化する。	(1) 安全衛生管理体制の強化 ・学生及び教職員の安全確保と健康保持のため、労働安全衛生法に基づく安全衛生管理を適正に実施する。【No.86】 ・学生及び教職員が機械器具を安全に利用できるよう、講習等による指導を徹底する。【No.87】	86 87	【新規】 学生定期健康診断受診率：第2期中期目標期間の水準を確保 【新規】 工房機械講習会の実施：2回／毎年 <参考> 2回／R5年度	健康診断受診率について高水準を保っていく。 学内での安全確保のため工房機械講習会を実施する。	R5：96% 第2期平均値：94% R5：2回	新規	定量	活動		No.15 事後保健指導の実施率 第3期中期計画期間の平均以上の維持（定量・活動） No.38 ストレスチェックテストにおける高ストレス者の割合 12.5%以下（定量・活動） —
(2) 危機管理体制の強化 大学における事故、災害、犯罪による被害、感染症流行等を未然に防止し、事故、災害、犯罪、感染症が発生した場合に適切に対処できるよう危機管理体制を強化する。 また、学生に対する安全管理教育を実施するとともに、地域社会と一体となった防災の取組を推進する。併せて、情報管理の徹底を図り、情報セキュリティ対策を強化する。	(2) 危機管理体制の強化 ・災害・事故・事件等の緊急事態に適切に対応するため、感染症等の新たな要素も想定に入れて、防災訓練の実施、防災マニュアルの見直し、保安管理体制の見直し等、危機管理体制の充実を図る。【No.88】 ・浜松市や関係機関等との連携をとり、防災・防犯・防疫対策の充実を図るとともに、学生が、学内外において安全な生活を送ることができる環境づくりを推進する。【No.89】 ・法人が保有する個人情報を適正に管理するとともに、電子データの漏えいを防止するため、情報セキュリティ対策を強化する。【No.90】	88 89 90	【新規】 防災訓練の実施：1回／毎年 【新規】 多様なテーマに関する教職員や学生向けの啓発動画の作成・発信：新規動画1本以上／毎年 — 【新規】 教職員向けの「情報セキュリティ等に関する研修」の参加率：90%以上／毎年	防災訓練を実施し、危機管理体制の強化を図る。 本学の施設状況に即した動画を活用することで、学内全体の危機管理意識を高める。 情報セキュリティに関して、教職員の意識を高めるために研修を行う。	R5：1回 R5：動画1本作成 R5：開催あり	新規	定量	活動		No.39 安否情報入力訓練の回答率 R7:65.0%、R8:70.0%、R9:75.0%、R10 :80.0%、 R11:85.0%、R12:90.0%（定量・活動） No.40 情報セキュリティ教職員研修会受講率 90%以上（定量・活動） No.41 個人情報保護研修会受講率 100%（定量・活動）
2 社会的責任	2 社会的責任									
(1) 人権の尊重 多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指し、教職員及び学生の人権意識の向上や、ハラスメントの根絶に向けた取組を積極的に実施する。	(1) 人権の尊重 ・ハラスメント防止指針に基づき、効果的な啓発指導や研修を行い、学生・教職員の人権意識の向上や、相談体制の充実強化を図り、本学におけるハラスメントの根絶を目指す。 ・ハラスメント事案が発生した場合には、迅速に被害者救済を行うとともに、修学・就労環境の改善等の措置を行う。【No.91】	91	【新規】 ハラスメント事案新規発生件数（ハラスメント調査委員会での認定件数）ゼロ／毎年 <参考> R4：1件、R5：無し 【新規】 教職員対象ハラスメント防止研修の受講率：100%／毎年	全学的にハラスメント根絶に取り組み、成果を確認する。 受講率100%を指標とし、教職員全体がハラスメント防止意識を持つことを目指す。	R5：0件 R5：96%	新規	定量	成果		— No.42 ハラスメント防止研修会受講率 100%（定量・活動）
(2) 持続可能な社会の実現 フェアトレードへの取組や、環境への負荷を低減する対策をはじめ、教職員及び学生の持続可能なライフスタイルやジェンダー平等への意識啓発など、大学を挙げて、SDGsの推進を図る。	(2) 持続可能な社会の実現 ・SDGsの実現に向け、大学の業務運営、教職員や学生の生活の両面で多様な取組を推進し、取組の状況や成果を広く社会に発信する。【No.92】	92	【新規】 フェアトレード大学やSDGsに関する取組（学外への発信）件数：過去3年平均以上／毎年	持続可能な社会の実現につながる本学の取組件数を指標として設定する。	R6：10件 R5：12件 R4：8件 R4～6平平均値：10件	新規	定量	成果		No.43 DX化により業務改善が図られた件数 1件以上（定量・成果） No.44 制度周知のための研修や広報の実施実績 1回以上（定量・活動）